

令和元年度認知症対応型サービス事業管理者研修開催要項

1 趣 旨

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な知識・技術を身につけることをねらいとします。

なお、本研修は、山口県知事の委託を受け実施します。

2 主 催

山口県

3 実施機関

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

4 受講対象者 以下の（１）、（２）の要件全てに該当する者

（１）単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者就任予定者

（２）認知症介護実践研修（実践者研修）又は痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了している者

5 受講定員

80名

6 実費負担金

4,000円

※ 納入方法については、受講決定者に対して別途お知らせします。

※ 研修受講後の実費負担金の返還はしませんので、了承願います。

7 研修日程、会場及び講師

別紙「令和元年度認知症対応型サービス事業管理者研修 日程表」を参照してください。

8 申込方法等

（１）申込先

所管する市町（指定地域密着型サービス事業所指定担当課）に必要な応じてお問合せの上、各施設・事業所の長より、市町担当課を通じて申し込んでください。

申込書類は、市町の担当課へ送付してください。本研修の受講には原則として、市町の推薦書が必要となります。本研修を早期に修了する必要があると市町が認める場合は、実践者研修を受講中で、本研修会開講日までに修了見込みでの申し込みも可能です。

(2) 申込期間

令和元年11月18日(月)～令和元年12月20日(金) 必着

※各市町担当の方は12月26日(木) (必着) までに福祉研修センターまで郵送されますようお願いいたします。

(3) 提出書類

- ① 受講申込書(別紙 様式1)
- ② 認知症介護実践研修(実践者研修)又は痴呆介護実務者研修(基礎課程)の修了書の写し
- ③ 返信用封筒: 送付先(所属事業所)住所・所属長氏名を記入した返信用封筒(長3封筒84円切手 添付) 1枚

9 受講決定

- (1) 受講の可否については、後日申込者へ通知書を送付します。
- (2) 受講定員を超える申込みがあった場合は、山口県長寿社会課と協議の上、選考基準により選考します。

10 昼食について

昼食は各自で準備するか、併設の食堂を利用してください

11 受講上の注意事項

遅刻、早退、欠席等により、全日程修了できない場合は、修了証書は交付できません。また、学習意欲に著しく欠け、研修態度が他の受講者の迷惑になると事務局が判断した場合も、修了証書の交付ができない場合がありますので、注意してください。

12 修了証書の交付について

全日程修了された方には、山口県知事名による修了証書を交付します。

13 修了者の管理について

修了者は、修了者名簿に記載し、山口県で指定された様式に基づき知事に報告します。また、修了者名簿は永年保存とし、記載された内容は、本会の個人情報保護規程に基づき厳正に管理します。

14 個人情報の取扱いについて

本研修の申込者に係る個人情報は、本会「個人情報保護規程」に基づき、下記により適切に取り扱うこととし、他の目的で使用することはありません。

- (1) 受講申込書に記載された個人情報は、本研修に係る企画、受講者名簿の作成・管理等本研修に関することのみ目的で使用します。
- (2) 受講者相互の交流、情報交換を円滑に行うことを目的として、受講者名簿を作成し、

受講者に配布します。

15 宿泊について

- (1) 下記のとおり宿泊を斡旋します。宿泊を希望される方は、「受講申込書」の該当欄に記入してください。

料 金	利用形態	備 考
1,500 円/ 1泊	ツインルーム(相部屋)	食事代を含まない。

※バス、トイレ、テレビは各宿泊室にはありません。

※洗面用具、寝巻き等は各自で用意してください。

16 問合せ先

- (1) 研修内容に関すること

社会福祉法人山口県社会福祉協議会 福祉研修センター (担当：阿部、光安)

TEL 083-987-0123 FAX 083-987-0124

- (2) 研修事業全般及び受講要件、経過措置等に関すること

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班 (担当：吉田)

TEL 083-933-2788

- (1) 地域密着型サービス事業所の指定等について

所管する市町の担当課

(指定地域密着型サービス事業の運営等に関する基準と本研修の受講について)

■本研修受講の義務付け

認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護各事業所の管理者には、認知症介護実践研修（実践者研修）又は痴呆介護実務者研修（基礎課程）に加え本研修の受講が義務付けられています。

■経過措置等

- 認知症対応型通所介護の事業所において、平成18年3月31日までに開設し、管理者の変更がない事業所については、受講義務なし。
- 平成17年度までに実践者研修（旧基礎課程）を修了し、平成18年3月31日に、現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の職務に従事していた者。

16 会場周辺地図 <山口県セミナーパーク>

【住所・連絡先】〒754-0893 山口市秋穂二島 1062 TEL 083-987-0123

